



長野労働局発表（04 - 12）令和4年4月18日

【照会先】 長野労働局職業安定部職業対策課
職業対策課長 中沢 忠雄
課長補佐 有坂 宗徳
雇用開発係長 青木 美也子
(代表電話) 026(226)0866

報道関係者 各位

雇用調整助成金等の不正受給への対応を厳格化します

～不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります～

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用維持を図るため、雇用調整助成金等は助成率及び上限額の引き上げ等の特例措置を講じています。

本助成金の支給件数の増加に伴い、不正受給事案も増加していることから、長野労働局においては、適正な支給に向け以下の取組を実施します。

- 不正受給事案への的確な対応のため、長野県警察本部及び所轄警察署等捜査機関との連携強化を図ります。
- 不正受給した事業所名等を公表します。
- 現地調査（事業所訪問、立入検査等）を行い、特に事前予告なしの現地調査を強化します。
- 不正受給を行った事業所に対しては、不正に受給した額だけではなく、不正受給額の2割相当額等をペナルティとして返還請求します。
また、雇用調整助成金だけではなく、他の雇用関係助成金も5年間の不支給措置となります。

雇用調整助成金 不正受給 の対応を 厳格化 します

不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります

捜査機関との 連携強化

- 長野労働局は、不正受給対応について **長野県警察本部等との連携を強化**します
- 悪質な場合、**捜査機関に対し刑事告発**を行います

事業所名等の公表 予告なしの現地調査

- 不正受給した事業所名等を**公表**します
- 長野労働局、各公共職業安定所が、事前**予告なしの現地調査**（事業所訪問・立入検査[※]）を行います
- 不正「**指南役**」の**氏名等も公表**の対象となる場合があります

※雇用保険法第79条に基づく検査です。支給決定から5年間は現地調査を行う場合があります。申請事業主は提出書類の保存が必要です。

返還請求 (ペナルティ付き)

- 「不正発生日を含む期間以降の全額」 + 「不正受給額の2割相当額」 (**ペナルティ**) + 「延滞金」の合計額を返還請求します

5年間の 不支給措置

- 雇用調整助成金だけでなく、**他の雇用関係助成金も5年間の不支給措置**となります
- 不正受給は、あなたの会社や従業員の生活に深刻な影響を招きます

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

- ・ 申請内容に誤りがあった場合
- ・ 受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・ 不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。